

Q4：犠牲者や遺族のプライバシーを侵害していませんか？

実名への抵抗感は、個人情報保護やプライバシー意識の高まりとも関連があると思います。そこで法的な位置づけも含めて説明します。

プライバシーはもともと、個人や家庭内の私事・私生活、個人の秘密といった意味で使われる言葉です。近年、人々の意識の変化によって「私生活」や「他人に知られたくない」範囲が拡大し、プライバシーも非常に広い意味でとらえられるようになってきました。ただ、プライバシーに関わる事実を実名で報道した場合でも、社会の正当な関心にこたえる内容などであれば、プライバシー侵害は成立しないとされています。また、プライバシーは生きている人がもつ権利で、一般的に亡くなった方には適用されません。個人情報保護法上も、亡くなった方は同法による保護の対象外になっています。

しかし、こうした点はあくまで法的な整理であり、報道にあたっては、亡くなった方の尊厳、遺族の意向や思いに十分配慮することが必要です。私たちは、法的に問題がないのだから実名での報道はどんな時も許されるとは考えているわけではありません。

警察庁が2008年に行った「犯罪被害者に関する国民意識調査」では、被害者の状況について、一般の人が持つイメージと、殺人や傷害など重大犯罪の被害者や家族の意識を比較しています。「事件に直接関係のないプライバシーに関する報道がされている」という質問に対し、「あてはまる」と答えたのは、一般の人では77%に上ったのに対し、当事者である被害者や家族は3%でした。一般の人のイメージと当事者の認識に大きな差がある現状を考慮に入れ、今後も理解が得られるよう努めていきたいと思っています。